

## 江田島市議会基本条例 解説

### 目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）

第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第9条）

第5章 自由討議の保障（第10条・第11条）

第6章 委員会の活動（第12条）

第7章 政務活動費（第13条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第14条—第17条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第18条—第20条）

第10章 最高規範性と継続的な検討（第21条・第22条）

附則

地方分権の時代にあつて、私たち地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、地方自治体の自立に対応できる議会へと改革していく必要があり、この自己変革に当たっては、合議機関としての特性を最大限にいかしていくために、これまで以上に公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

議会は、このような市民参加を基軸として、市民との活発な意見交換を図り、議員同士が自由闊達（じゆうかつたつ）な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにするなど、意見を集約していくことが必要である。また、市民本位の立場で、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならない。

このような認識の下、本市議会は、自らの創意と工夫によって市民の多様な意見を反映し得る合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託に応えていくことを決意するものである。

ここに、江田島市議会及び構成員たる議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、この条例を制定する。

### 【解説】

地方分権時代に高まった議会の役割と責任を遂行するため、基本理念と、その実現に向けて取り組むべき事項を、市民参加を基軸とした基本方向で示そうというものです。また、この条例が議会及び議員の活動の際の根幹的な基盤であることを明記するものです。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

議会及び議員として、二元代表制の下で担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることで、議会が市民の負託に応え、市民全体の福祉向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として規定しています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見を基に政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

### 【解説】

- (1) 市民に開かれた議会づくりを行い、その上で市民参加を拡充、推進しながら、多様な意見を吸収し、市民の意見に支えられた、市民本位の立場で、政策立案を強化するとともに、適切に監視することを規定しています。
- (2) 市民本位の政策決定や市民参加の基盤づくりなどのため、市民に分かりやすい方法で議会運営を行うと規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

**【解説】**

議会の使命である議員間の自由<sup>かつたつ</sup>闊達な討議での論点、争点の発見、公開の再認識のみならず、市民の意見把握と代表としての議員の活動原則を規定しています。

(会派)

第4条 議会の会派は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会運営、政策決定、政策提言、政策立案等に関して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者会議を開催する。

**【解説】**

- (1) 会派性の意義及び会派の定義を明文化するとともに、合議機関としての合意形成を図る上で、政策形成の中心的な役割を担う組織の1つとして位置付けています。
- (2) 合議体である議会の中で、各会派間の連絡調整機能を果たす場として「会派の代表者会議」を明文化しています。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会のほか、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては、法第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

#### 【解説】

議会が持つ情報の発信、全ての会議の原則公開、市民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会への市民参加と連携を促進するための方途を定めています。

(議会報告会)

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

#### 【解説】

(1) 前条第4項の「市民との意見交換の場」の一つとして議会報告会を設けることを義務化し、明文化しています。

(2) 市民からの要請ではなく、積極的に出向いての議会報告会としています。自治会等の単位で開催することや、報告会での議員の役割、班編成など詳細は要綱で定めます。

## 第4章 議会と行政の関係

### (議員と市長等執行機関の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- (3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。
- (4) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。
- (5) 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

### 【解説】

- (1) 議員と行政との緊張関係の保持、透明化を図るための方途を規定しています。
- (2) 緊張関係の保持では、審議の論点の明確化を目的とした一問一答方式の導入、行政から議員への反問権の付与を定めています。
- (3) 透明性の確保では、いわゆる口利きや働きかけ防止のためなど、議員からの要請、質問は文書で行うことができるものとし、この場合、行政からの回答は、公文書とすることを定めています。

### (議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係法令、条例等
- (6) 財源措置

- (7) 将来にわたる効果及び費用
  - (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項
- 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

**【解説】**

- (1) 行政が重要な政策を提案する場合、8つの条件を示すことを求めています。これは、政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図ることとしています。
- (2) 政策等を必要とする背景や将来にわたる効果及び費用までを求めることで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。
- (3) 重要な政策とは、次の政策をいいます。
  - ア まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業
  - イ 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業

(予算及び決算における政策説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を市長に求めるものとする。

**【解説】**

予算、決算の審議においても、行政は前条の主旨に準じた説明資料を作成するよう定めています。

## 第5章 自由討議の保障

### (議会の合意形成)

第10条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合にあっては、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

#### 【解説】

- (1) 議会は討論の場であるとの原則から、議会の会議へは市長等の出席は最小限にとどめ、議員の自由討議を中心とした議会運営を行うことを定めています。
- (2) 議会の会議において審議結果を出す場合は、議員の自由討議により、多様な意見を出し合った上で、議会としての合意形成に努力することを規定しています。
- (3) 第2項の「市民提案」とは、地方自治法でいう条例の制定・改廃請求などや市民等から提出された請願・陳情のことです。

### (政策討論会)

第11条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関することは、別に定める。

#### 【解説】

- (1) 全議員が一堂に会し、二元代表制の一翼を担う市議会としての責任と意欲を高め、各議員が建前でなく本音の思いを、徹底的に意見交換を行うことを目的としています。
- (2) 政策討論会の詳細については、要綱で定めます。

## 第6章 委員会の活動

### (委員会の活動)

- 第12条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 2 委員会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的、政策的識見等をその議論に反映させるよう努めるものとする。
  - 3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。
  - 4 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、出前講座を積極的に行うよう努めるものとする。

#### 【解説】

- (1) 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会においても公正・透明性を心掛け、市民に分かりやすい審査に努めることや委員長の職責を規定しています。
- (2) 委員会での審査案件・経緯・結果について、市民や各種団体から要請があった場合は、議会報告会に準じ、委員が出向き、説明会又は懇談会を催すことを出前講座と定めています。



## 第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

- 第13条 議員は、政策立案又は提案を行うため並びに調査及び研究に資するために政務活動費の交付を受けたときは、江田島市議会議員の政務活動費の交付に関する条例（平成24年江田島市条例第1号）を遵守しなければならない。
- 2 政務活動費に関する書類の保存期限は、収支報告書等を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 3 議長は、市民から前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、江田島市情報公開条例（平成17年江田島市条例第7号）第7条第1項に規定する非公開とすることができる情報が記録されている場合を除く。

### 【解説】

- (1) 政務活動費の交付に関する条例でいう調査研究に加えて、政策立案、提案を行うことも規定しています。
- (2) 政務活動費に係る書類については、議員が保存するものを、請求があった場合はいつでも閲覧に供しますが、領収書等を発行したものの個人情報に係る部分については、江田島市情報公開条例に準ずるとしています。

## 第8章 議会及び議会事務局の体制整備

### (議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

#### 【解説】

議会の政策立案能力の向上のため、議会が主体となって研修会を開催するとともに、研修会の充実強化に当たっては、専門家や市民の参画を得ようとすることを規定しています。

### (議会事務局の体制整備)

第15条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

#### 【解説】

事務局職員の任命権者である議長は、職員の調査、法務能力等を高め、より良い事務局体制を整えるよう努めることを規定しています。

### (議会図書室の利用)

第16条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

#### 【解説】

誰でも利用できる、開かれた議会図書室とすることを規定しています。

### (議会広報の充実)

第17条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。

#### 【解説】

広報により、各議員の議案に対する対応を市民に公表することを規定しています。

## 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### (議員の政治倫理)

第18条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、江田島市議会議員政治倫理条例（平成18年江田島市条例第55号）を規範とし、遵守しなければならない。

#### 【解説】

議員は、政治倫理条例でいう、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。

### (議員定数)

第19条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、社会経済情勢、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

- 2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

#### 【解説】

- (1) 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、社会経済情勢、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、公聴会制度や参考人制度を活用して市民の代表である議員の活動の評価について聴取することを規定しています。
- (2) 類似団体との比較検討結果を踏まえて決められるべきであるとしています。
- (3) 定数の改正は、市長の提案権を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案するものと規定しています。なお、市民からの直接請求については、この限りではない。

### (議員報酬)

第20条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点だけではなく、社会経済情勢、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考

人制度を十分に活用するものとする。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

**【解説】**

- (1) 議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、社会経済情勢、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討するとともに、公聴会制度や参考人制度を活用して市民の代表である議員の活動の評価について聴取することを規定しています。
- (2) 報酬の改正は、市長の提案権を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案するものと規定しています。なお、市民からの直接請求については、この限りではありません。

## 第10章 最高規範性と継続的な検討

### (最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

#### 【解説】

- (1) 本条例は、江田島市議会における最高規範であると規定しています。
- (2) 議員に本条例の理念の再認識のため研修を義務付けています。

### (継続的な検討)

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

#### 【解説】

- (1) この条例の目的が達成されているか否かを、議会自らが自己評価することを要請し、必要に応じた改正を規定しています。
- (2) 改正に当たっては、市民への説明責任を果たすため、改正理由など詳細を説明しなければならないと定めています。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。